

# 治山事業及び林道事業における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

## 1 目的

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、現場管理費の補正の試行を行うため、実施に当たり必要な事項を定める。

## 2 用語の定義

### (1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

### (2) 対象工期

工事の始期から工期末の 20 日前（後片付け期間含む）までとする。

なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象外とする。

### (3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{対象工期期間中の真夏日数} \div \text{対象工期}$$

## 3 対象工事等

### (1) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事（災害復旧工事を含む。）を対象とする。

### (2) 対象地域

鳥取県内全域を対象とする。

## 4 積算方法等

### (1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。補正は変更契約において行う。

なお、「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高 2%とする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※補正係数：1.2

補正値は真夏日率の計算を含めて連続して行い、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

### (2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値})$$

## 5 気温の計測方法等

### (1) 計測方法

受注者は、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載する。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。

## (2) 気温の補正方法

(1)の気温の計測結果（工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。）は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式によりがたい場合は、監督職員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

### 【算定式】

補正後の気温（℃）

$$= \text{気温（℃）} - \text{標高差（m）} \times 0.6 / 100$$

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

ただし、標高差（m）＝工事現場の標高（m）

－計測箇所の標高（m）

（気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること）

※標高差の値は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。

## (3) 計測結果の報告

受注者は、施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出する。

## 6 適用

本要領は、令和元年8月10日以降に調達公告される工事から適用する。

なお、平成31年4月1日以降に調達公告された既契約工事で、令和元年8月10日以降の残工期が20日以上工事においても適用できる。

## 7 既契約工事における変更等

### (1) 気温の計測期間

令和元年5月1日（工事の始期が令和元年5月1日以降の場合はその始期の日）を基準日とし、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を計測する。

なお、計測方法等については5に準じて、気温の計測方法及び計測結果の資料の提出を協議により受注者に求め、気温の計測に係る変更施工計画書の提出は不要とする。

### (2) 積算方法等

既契約工事における真夏日率の算出方法は、以下の式によるものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末20日前までの真夏日数} \div \text{対象工期}$$

その他の積算方法は、4による。

## 8 対象工事である旨等の明示

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である旨等を現場説明書等に明示するものとする。

## 9 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

## 10 その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合については、これらに寄らない

ことができる。

附則

この要領は、令和元年8月10日から施行する。